

逗子市

下水道使用料改定

持続可能な下水道事業経営を行うために

環境都市部下水道課

2021（令和3）年8月13日

はじめに

1 逗子市公共下水道事業の歴史

1963(昭和 38)年度	雨水整備のため、都市下水路事業に着手
1966(昭和 41)年度	都市基盤整備のため、公共下水道事業に着手
1972(昭和 47)年度	公共下水道の供用を開始
<u>2002(平成 14)年度</u>	<u>神奈川県下唯一、処理人口普及率 100%を達成</u>
2005(平成 17)年度	公共用水域水質改善のため、合流式下水道緊急改善事業に着手
2019(令和元)年度	地方公営企業法を適用し、官庁会計から公営企業会計に移行

2 下水道の役割



水路に生活雑排水が流れ込み、悪臭や害虫が発生していました。



道がきれいに舗装され、生活環境が改善しました。

(1) まちをきれいにする

汚水を水路や河川に直接流さず下水道管に流すことで、悪臭や害虫が発生することを防ぎ、まちがきれいに保たれます。

(2) まちを浸水から守る

住宅敷地や道路など市内に降った雨水を雨水管に集めて、海や河川にすみやかに流すことで、まちを浸水から守ります。

(3) 環境を守る

下水道管で集めた汚水を、終末処理場（以下「処理場」という。）で浄化してから海や河川へ放流することで、環境保全につながります。

3 下水道事業の課題

2019（令和元）年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行したことで「経営の見える化」がなされました。財務諸表で経営状態を客観的に把握できるようになったほか、将来の収支計画をより具体的に見込むことが可能になり、課題も見えるようになりました。

(1)老朽化に伴う改築・更新の増大

これまで整備してきた下水道施設や設備機器等について、耐用年数（法律で決められた使用期間）による更新時期や資産価値が把握できるようになりました。

現在、本市が保有している施設等の多くは、耐用年数以内ですが、建設拡充期であった昭和後期から平成初期までにほとんどの施設等を整備してきたことから、今後 10～20 年のうちに多くの施設等が耐用年数を経過し、老朽化が深刻な問題となります。これに伴い、大規模な改築や更新を行う長寿命化対策等が見込まれています。

(2)使用料収入の減少

本市に限らず、少子化等により将来の人口は減少することが予測されています。また、節水機器等の普及も進んでおり、上水道の使用水量によって下水道使用料（以下「使用料」という。）を決定し徴収している下水道事業においては、使用水量の減少は収入の減少に直結する課題となっています。

I 使用料について

1 独立採算制の原則

下水道事業は、水道事業や病院事業などとともに、地方財政法上の公営企業として位置付けられており、使用者から徴収した使用料で経費を賄い経営を行う、独立採算制をとることが原則となっています。

また、地方公営企業法第 21 条では、料金は妥当で適正な原価とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないと定められており、下水道法第 20 条では、使用料は下水道の使用者に費用を公平に負担していただき、適正な原価の範囲内で定めることとされています。

2 雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業で発生する経費については、雨水に係る経費は一般会計繰入金などの公費、汚水に係る経費は私費である使用料を充てるという原則があり、これを「雨水公費・汚水私費の原則」といいます。

(1)雨水の処理に係る経費

雨水は自然現象によるもので原因者が特定できないこと、また雨水を排除することによって浸水を防ぐなど、市民全体に等しく利益があることから、市税である一般会計繰入金などで負担することとなっています。

(2)汚水の処理に係る経費

汚水は原因者を特定でき、汚水の排除によって得られる利益は使用者が快適で衛生的な生活を送れるようになるという点で、受益の範囲は限定されます。このことから、汚水の排除に係る経費については、使用者から徴収した使用料で負担することとなっています。ただし、汚水の中でも不明水の処理に関する経費や分流式下水道等に要する経費などは、整備により多くの市民に利益が発生するという下水道の公共的役割を考慮して、公費負担とされています。

3 使用料体系の考え方

本市の使用料体系は、二部使用料制（基本料金制と従量使用料制）と累進使用料制を組み合わせた制度を採用しています。

(1)基本使用料

使用水量の有無に関わらず下水道の使用者全員に一律で賦課されています。これによって、使用料で賄わなければならない費用のうち、固定費と呼ばれる維持管理のために必要な光熱水費等に係る費用に充てることとされています。

(2)従量料金、累進料金

使用水量に応じて単価を算定し賦課することで、「排出分だけ負担する」という点で、原則に従った合理的な料金徴収方法といえます。

使用料で賄わなければならない経費は固定費、需要家費、変動費とありますが、そのほとんどが固定費に分類されることから、本来であれば基本使用料が高くなります。しかしながらそれでは少量使用者の負担が大きくなるため、この部分に配慮して単価を決定しています。

排除汚水量	現行単価（税抜・円）
8 m ³ までの分	566
8 m ³ を超え 15 m ³ までの分	87
15 m ³ を超え 20 m ³ までの分	91
20 m ³ を超え 25 m ³ までの分	110
25 m ³ を超え 30 m ³ までの分	119
30 m ³ を超え 40 m ³ までの分	122
40 m ³ を超え 50 m ³ までの分	132
50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	145
100 m ³ を超え 500 m ³ までの分	163
500 m ³ を超え 5,000 m ³ までの分	189
5,000 m ³ を超え 10,000 m ³ までの分	199
10,000 m ³ を超える分	243

基本使用料

累進料金
量の増に伴い
単価が高くなる

従量料金
量により賦課

II 使用料改定の必要性

1 2020（令和2）年度の経営指標からみる現状

2020（令和2）年度の本市下水道事業の経営指標と同規模経営環境である類似団体の経営指標は、以下のとおりです。

経営指標	逗子市	類似団体（令和元年度）※
(1)経常収支比率	94.94%	106.32%
(2)累積欠損金比率	28.43%	1.35%
(3)経費回収率	72.53%	88.05%
(4)汚水処理原価	150.00 円	141.15 円

※類似団体とは、処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数等で区分したときに本市の経営と同規模である団体をいいます

(1)経常収支比率

100%を基準とし、単年度決算が赤字か黒字かを示しています。本市は 100%を下回っており、単年度赤字であることを示しています。

(2)累積欠損金比率

0%を基準とし、当年度の収入に対して前年度からの累積した欠損金がどのくらいあるかを示しています。0%に近づくほど累積欠損金が少ないことを示しますが、本市においては類似団体と比較して非常に大きな値となっていることから、補填のできない欠損金が積みあがっていることが分かります。

(3)経費回収率

100%を基準として、使用料で賄うべき経費をどの程度賄えているかを示しています。本市は 100%を下回っており、かつ類似団体の数値よりも低くなっていることから、類似団体以上に必要経費を使用料で賄えていないことが分かります。

(4)汚水処理原価

使用料収入の対象となる水量 1 m³あたりの経費（汚水を処理する費用）がいくらかかったかを示しています。いくらが妥当であるという明確な基準はありませんが、類似団体や近隣市町との比較によって適正化を図ることとされています。本市は、類似団体や同一の処理方式をとる県内自治体と比較して少し高くなっていますが、これは下水道事業への着手が早い
ため、多くの施設を保有しており減価償却費が高額であることが影響しています。

以下は令和元年度の県内各市の経費回収率と汚水処理原価を示しています。

自治体	処理方式	経費回収率 (%)	汚水処理原価 (円)
逗子市(R2)	単独	72.53	150.00
横浜市	単独	132.55	110.43
川崎市	単独	122.47	121.25
相模原市	流域	107.10	110.17
横須賀市	単独	108.44	152.55
鎌倉市	単独	72.60	181.00
三浦市	単独	77.14	208.77
平塚市	流域	119.31	98.61
藤沢市	単独・流域	108.71	121.01
小田原市	単独・流域	97.00	173.72
茅ヶ崎市	単独・流域	118.97	94.76
秦野市	単独・流域	95.19	150.06
厚木市	流域	109.77	93.49
大和市	単独	90.08	131.28
伊勢原市	単独・流域	91.58	152.61
海老名市	流域	114.09	94.62
座間市	流域	112.49	124.79
綾瀬市	流域	77.63	151.68
南足柄市	流域	84.20	150.00
葉山町	単独	105.49	126.41

※「単独」とは、市が単独の下水処理場を保有し下水を処理する方式で、「流域」とは、県が保有する下水処理場でいくつかの自治体が下水を処理する方式です。

2 経営改善

経営改善を行うためには、支出の抑制と収入の増加に取り組むことが一般的です。これまで、本市では下記(1)、(2)に取り組み経営改善に努めてきましたが、令和2年度の経営指標から読み取れる本市の状況を踏まえ、市としてより一層の経営努力を行っていきます。

(1)支出の抑制

建設拡充期に借入れた起債の多くが償還できていることから、類似団体と比較して支出は抑えられていました。しかし、令和元年度に地方公営企業法を適用したことにより固定資産の管理も行うようになったことで費用化することとなった減価償却費が多額となっており、支出額が増加しています。減価償却費は今後も継続して発生する費用であり、抑制することはできないため、処理場の包括委託による民間技術活用により職員数の削減を図ることや、機器更新時に省エネ機器を導入するなどして支出の抑制に努めています。

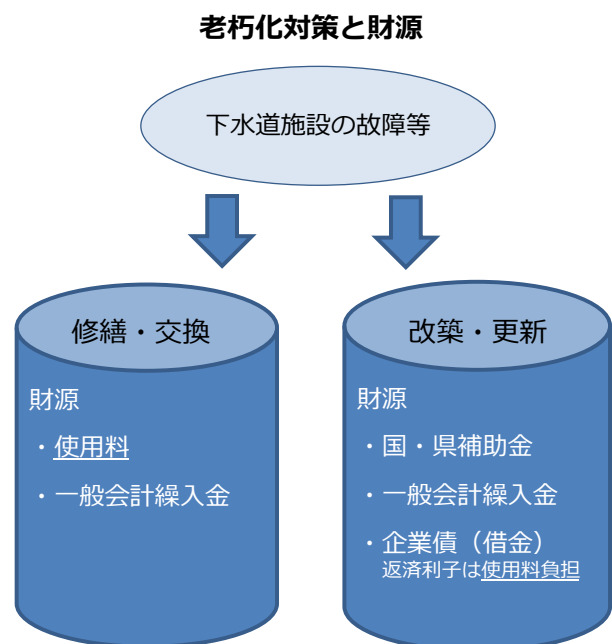
(2)収入の増加

適正な一般会計繰入金の確保に努めるほか、工事の際に発生する鉄くずや使用済みのマンホール蓋の売却等により、使用料以外の収入確保にも努めています。しかし、これらの収入による経営改善には限界があります。

(3)使用料の改定

本市の下水道事業にかかる保有施設は昭和後期から平成初期にかけて取得したものが多く、これまでは大半が耐用年数以内であったため、想定外の大規模な修繕等が少ない状況下で維持管理を行ってきました。

今後は、施設の老朽化が進む中、現状の最低限の維持管理に加え、耐用年数を超えた施設の突発的な不具合により修繕等が必要



になることが想定されますが、欠損金の累積により経営に余裕がない状態であることから、緊急を要する修繕等に対応できなくなるリスクがあります。また、このまま経営改善を行わないと欠損金が毎年累積していくことから、10年後には老朽化対策での支出も加わり、2020（令和2）年度の約4.3倍の欠損金が累積することが予測されます。

その結果、下水道事業として健全な経営が成り立たなくなり、仮に下水道管が破損してしまった場合は修繕ができず、長期間にわたり下水道の使用ができなくなるなど、使用者の生活に支障が出ることが懸念されます。

本市では、2005（平成17）年度以降使用料改定を行ってきませんでした。厳しい経営状況を改善するためには、使用料を改定する必要があります。

Ⅲ 今回の改定の基本的方針

今回の使用料改定にあたり、次の課題解決を基本方針として位置付けています。

1 老朽化対策

本市においては、処理場をはじめとする施設等の老朽化が進んでおり、破損や故障等の不具合が発生しています。現在は最低限の修繕・補修を行いながら運営をしていますが、今後は突発的な不具合の発生が増加することが予測されることから、維持管理費や改築更新費用の増額を見込む必要があります。それに対し、将来の推計人口の減少に伴って使用料収入は減少していくため、現状の使用料では老朽化への対策ができなくなります。

2 赤字解消

本市の下水道事業は、2019（平成31）年4月1日から地方公営企業法を適用し、官庁会計から企業会計へ移行しましたがそれにより約1億3,000万円の赤字が顕在化しました。赤字がある状態では健全な経営であるとは言えず、想定されていない突発的な不具合への対応力が乏しいことや、計画している業務を遂行できなくなることから、赤字の解消が必要です。

本市の1m³あたりの使用料単価（使用料収入÷年間有収水量）は、右記のとおり近隣市町や類似団体と比較して低く、国が示す150円という基準からも大きく下回っています。また、2025（令和7）年度以降、国の交付金を受けるためには、少なくとも5年に1回の頻度で使用料改定の必要性に関する検証を

2019（令和元）年度使用料単価

自治体	単価（円）
逗子市(R2)	108.79
横浜市	146.37
川崎市	148.50
相模原市	117.98
横須賀市	165.42
鎌倉市	131.50
三浦市	161.04
平塚市	117.65
藤沢市	131.56
小田原市	168.51
茅ヶ崎市	112.74
秦野市	142.85
厚木市	102.63
大和市	118.27
伊勢原市	139.76
海老名市	107.96
座間市	140.39
綾瀬市	117.75
南足柄市	126.29
葉山町	133.34
類似団体	132.94

行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定しその結果を公表することが条件になります。今後、国の交付金を受けることを念頭に置き、国が示す使用料単価に近づけ適正な水準に見直していく必要があります。

なお、今回の使用料改定の検討にあたっては、財政計画を10年間としていますが、経営改善の状態を把握し、安定的な経営を目指すため、3～5年ごとに社会経済情勢を考慮の上、使用料が適正であるかの見直しを含めて検討するなど、適切に運用していきます。

また、見直しに当たっては、生活困窮を示す指標について継続的にモニタリングを行い、状況が悪化した際には適切に対応します。

IV 使用料改定による効果

下水道は、市民生活を支えるインフラであり、問題なく使用できる状態を安定的に維持し続けることが重要です。

使用料改定を行うことで、単年度決算は赤字から黒字になる見込みです。これにより累積欠損金が減少し、将来的には利益剰余金が発生することで、突発的な不具合にも対応できるだけでなく、将来の施設更新に向けた資金を準備することができるなど健全な経営を行えるようになります。

また、使用料収入の増加により、過去に予算の都合上実施できずに積み残されていた修繕・補修等を実施することができるほか、処理場内の機器等の故障や破損、管渠の詰まり、マンホール蓋のがたつき等これまでは事後対応となっていたものについて、予防保全的な補修や交換を行うことができるようになります。さらには、利益を積み立てることで、建設改良費に充てるなど将来にわたり安定的な事業運営が可能となります。

＜処理場・ポンプ場維持管理実績＞ ※当初予算（H30、R1）のうち各1件を翌年度へ見送り

	平成30年度		令和元年度(決算)		令和2年度(決算)		令和3年度(予算)	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
計画	45,856	5	34,308	5	129,330	25	113,486	15
当初予算	22,113	2	24,141	4	65,522	10	113,486	15
執行	29,386	8	28,882	10	68,088	25	—	—

処理場・ポンプ場の機器等の修理、交換など

＜管渠維持管理実績＞ ※R2の当初予算-執行のうち2,658千円は処理場の緊急工事の財源として使用

	平成30年度		令和元年度(決算)		令和2年度(決算)		令和3年度(予算)	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
計画	31,655	112	32,569	114	30,828	100	30,828	100
当初予算	31,590	112	31,590	114	30,828	100	30,828	100
執行	31,579	107	31,061	84	25,702	73	—	—

管渠の清掃や古くなったマンホール蓋の交換など

V 使用料改定案の内容

1 改定案（1か月）

排除汚水量	変更後（税抜・円）
8 m ³ までの分	679
8 m ³ を超え 15 m ³ までの分	104
15 m ³ を超え 20 m ³ までの分	109
20 m ³ を超え 25 m ³ までの分	132
25 m ³ を超え 30 m ³ までの分	150
30 m ³ を超え 40 m ³ までの分	154
40 m ³ を超え 50 m ³ までの分	185
50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	203
100 m ³ を超え 500 m ³ までの分	229
500 m ³ を超え 5,000 m ³ までの分	266
5,000 m ³ を超え 10,000 m ³ までの分	281
10,000 m ³ を超える分	343

2 財政計画期間

経営戦略に基づいた10年間の収支計画（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）

3 改定実施時期

2022（令和4）年7月1日

ただし、改定時期についてはコロナ禍における社会経済情勢を十分配慮の上、最終決定を行います。

4 平均改定率

25.59%

ただし、市民生活への負担軽減に配慮し使用者の多くが該当する 25 m³までは、改定率を20%以内に抑えています。

※令和2年度の使用水量件数割合

1 か月当たりの排除汚水量	件数割合(%)
8 m ³ までの分	24.547
8 m ³ を超え 15 m ³ までの分	23.233
15 m ³ を超え 20 m ³ までの分	17.026
20 m ³ を超え 25 m ³ までの分	13.846
25 m ³ を超え 30 m ³ までの分	9.076
30 m ³ を超え 40 m ³ までの分	8.395
40 m ³ を超え 50 m ³ までの分	2.329
50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	1.128
100 m ³ を超え 500 m ³ までの分	0.325
500 m ³ を超え 5,000 m ³ までの分	0.092
5,000 m ³ を超え 10,000 m ³ までの分	0.002
10,000 m ³ を超える分	0.001

全体の約8割
(使用者のほとんどが該当)

VI 使用料改定新旧比較表（1か月）

排除汚水量	現行単価 (税抜・円)	改定後 (税抜・円)	差額 (税抜・円)	改定率 (%)
8 m ³ までの分	566	679	113	19.96
8 m ³ を超え 15 m ³ までの分	87	104	17	19.54
15 m ³ を超え 20 m ³ までの分	91	109	18	19.78
20 m ³ を超え 25 m ³ までの分	110	132	22	20.00
25 m ³ を超え 30 m ³ までの分	119	150	31	26.05
30 m ³ を超え 40 m ³ までの分	122	154	32	26.23
40 m ³ を超え 50 m ³ までの分	132	185	53	40.15
50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	145	203	58	40.00
100 m ³ を超え 500 m ³ までの分	163	229	66	40.49
500 m ³ を超え 5,000 m ³ までの分	189	266	77	40.74
5,000 m ³ を超え 10,000 m ³ までの分	199	281	82	41.21
10,000 m ³ を超える分	243	343	100	41.15

1 か月あたりの使用料（実際の支払額は2 か月に一度）

1 か月水量	現行(税込・円)	改定後(税込・円)	差引額(円)	上昇率(%)
8 m ³ まで	622	746	124	19.94
20 m ³	1,793	2,147	354	19.74
35 m ³	3,723	4,545	822	22.08
50 m ³	5,846	7,427	1,581	27.04
100 m ³	13,821	18,592	4,771	34.52
1,000 m ³	189,491	265,652	76,161	40.19
10,000 m ³	2,115,591	2,981,552	865,961	40.93

※平均的な使用量：1 か月 20 m³

Ⅶ 下水道事業会計収支計画

項目		年度	令和元（決算）	令和2（決算）	令和3（予算）	令和4（予測）	令和5（予測）	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		895,631	852,146	772,020	890,774	931,296	
	(1) 料金収入		639,220	703,940	643,604	762,358	802,880	
	(2) その他		256,411	148,206	128,416	128,416	128,416	
	2. 営業外収益		973,740	1,126,997	911,951	872,602	873,977	
	(1) 補助金		17,428	393,139	379,951	395,785	411,015	
	(2) 長期前受金戻入		955,784	732,799	531,078	475,817	461,962	
	(3) その他		528	1,059	922	1,000	1,000	
	収入計 (B)		1,869,371	1,979,143	1,683,971	1,763,376	1,805,273	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用		1,941,686	2,030,091	1,757,566	1,729,026	1,686,948
		(1) 職員給与費		45,369	45,486	46,451	73,670	73,670
		(2) 経費		566,906	608,173	633,254	636,767	618,248
		(3) 減価償却費		1,325,473	1,330,666	1,077,555	998,587	975,027
		(4) 資産減耗費		3,938	45,766	306	20,000	20,000
2. 営業外費用			61,430	54,642	42,325	32,271	26,863	
(1) 支払利息			54,679	42,865	33,561	23,507	18,099	
(2) その他			6,751	11,777	8,764	8,764	8,764	
支出計 (C)			2,003,116	2,084,733	1,799,891	1,761,297	1,713,811	
経常損益 (B)-(C) (D)			△ 133,745	△ 105,590	△ 115,920	2,079	91,462	
特別利益 (E)			0	0	0	0	0	
特別損失 (F)			2,891	0	0	0	0	
特別損益 (E)-(F) (G)			△ 2,891	0	0	0	0	
当年度純利益（又は純損失） (D)+(E) (H)		△ 136,636	△ 105,590	△ 115,920	2,079	91,462		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		0	△ 242,226	△ 358,146	△ 356,067	△ 264,605		
資 本 的 収 入	1. 企業債		76,933	63,900	366,220	650,000	442,250	
	2. 他会計補助金		293,216	57,799	76,064	60,230	45,000	
	3. 国（都道府県）補助金		99,097	150,292	224,276	662,000	423,250	
	計 (A)		469,246	271,991	666,560	1,372,230	910,500	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		61,133	0	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)		408,113	271,991	666,560	1,372,230	910,500	
	資本的支出	1. 建設改良費		216,347	449,040	635,315	1,426,978	987,176
		うち職員給与費		18,698	30,586	39,280	57,978	76,676
		2. 企業債償還金		453,894	433,864	418,119	350,385	283,590
		3. その他		0	745	18,014	18,014	18,014
	計 (D)		670,241	883,649	1,071,448	1,795,377	1,288,780	
	補填財源	収入額が支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		262,128	611,658	404,888	423,147	378,280
		1. 損益勘定留保資金		161,464	399,297	373,296	382,633	309,550
2. その他			31,064	22,561	31,592	40,514	68,730	
計 (F)			192,528	421,858	404,888	423,147	378,280	
補填財源不足額 (E)-(F)		69,600	189,800	0	0	0		

(単位：千円)

令和6(予測)	令和7(予測)	令和8(予測)	令和9(予測)	令和10(予測)	令和11(予測)	令和12(予測)
929,086	926,876	924,666	922,456	920,246	918,036	915,826
800,670	798,460	796,250	794,040	791,830	789,620	787,410
128,416	128,416	128,416	128,416	128,416	128,416	128,416
856,125	822,173	823,880	835,120	837,778	848,886	842,224
426,015	401,015	409,015	418,015	411,015	426,015	426,015
429,110	420,158	413,865	416,105	425,763	421,871	415,209
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,785,211	1,749,049	1,748,546	1,757,576	1,758,024	1,766,922	1,758,050
1,657,100	1,647,406	1,635,096	1,654,028	1,667,256	1,659,017	1,667,642
73,670	73,670	73,670	73,670	73,670	73,670	73,670
636,767	636,767	636,767	655,285	655,285	655,285	673,804
926,661	916,967	904,657	905,070	918,298	910,059	900,166
20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
23,625	21,783	20,732	20,708	21,106	21,655	22,536
14,861	13,019	11,968	11,944	12,342	12,891	13,772
8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764
1,680,725	1,669,189	1,655,828	1,674,736	1,688,362	1,680,671	1,690,178
104,486	79,860	92,718	82,840	69,662	86,251	67,872
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
104,486	79,860	92,718	82,840	69,662	86,251	67,872
△ 160,119	△ 80,259	12,458	95,299	164,961	251,212	319,083
608,000	666,750	1,320,000	1,328,000	1,180,500	1,431,750	1,532,500
30,000	55,000	47,000	38,000	45,000	30,000	30,000
593,000	666,750	1,312,000	1,303,000	1,170,500	1,406,750	1,507,500
1,231,000	1,388,500	2,679,000	2,669,000	2,396,000	2,868,500	3,070,000
0	0	0	0	0	0	0
1,231,000	1,388,500	2,679,000	2,669,000	2,396,000	2,868,500	3,070,000
1,326,374	1,502,572	2,811,770	2,820,468	2,566,166	3,038,666	3,240,166
95,374	114,072	132,770	151,468	170,166	170,166	170,166
259,572	255,678	281,250	295,267	294,136	337,127	424,009
18,014	18,014	18,014	18,014	18,014	18,014	18,014
1,603,960	1,776,264	3,111,034	3,133,749	2,878,316	3,393,807	3,682,189
372,960	387,764	432,034	464,749	482,316	525,307	612,189
329,483	327,777	364,644	339,492	354,545	409,917	476,506
43,477	59,987	67,390	125,257	127,771	115,390	135,683
372,960	387,764	432,034	464,749	482,316	525,307	612,189
0	0	0	0	0	0	0

Ⅷ 建設改良費の年度別事業費

工事内容		年度	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	
長 寿 命 化 対 策	ストックマネジメント計画策定業務						30,000	
	管路	点検・調査業務	25,206	10,450		50,000	50,000	
		実施設計業務		3,850			25,000	
		ストックマネジメント工事			21,000	13,000	19,000	
	小計		25,206	14,300	21,000	63,000	124,000	
	処理場	実施設計業務(機械・電気・建築)		27,838	12,100		107,000	
		3系最初沈殿池汚泥掻寄機改築工事			72,284	231,380		
		屋上防水等工事		20,422	214,688			
		水・汚泥処理設備改築工事				200,000	1,070,000	
		ストックマネジメント工事						631,500
小計		48,260	299,072	431,380	1,177,000	631,500		
地 震 対 策	総合地震対策計画策定業務				23,000			
	管路	管路施設耐震性能詳細診断業務				34,000		
		耐震化実施設計業務					30,000	
		耐震化工事						
		地震対策工事(マンホールトレ)	16,306	12,053	35,000	20,000	20,000	
	小計		16,306	12,053	58,000	54,000	50,000	
	ポンプ場	新宿 耐震化実施設計業務						
		小坪 耐震化実施設計業務						
		新宿 耐震化工事						
		小坪 耐震化工事						
	処理場	流入渠・放流渠耐震補強工事		107,845				
		1. 2系耐震化工事						
	小計		107,845	0	0	0	0	
合 流 策 改 善	管路	逗子第5分区雨水渠整備工事	53,798	24,861	50,000	50,000	50,000	
		水道・ガス管移設			5,000	5,000	5,000	
	小計		53,798	24,861	55,000	55,000	55,000	
再 整 備	処理場	基本構想策定業務		7,700	25,000			
		その他関連検討業務				20,000		
		基本設計業務					50,000	
		詳細設計業務						
		再整備工事						
小計		0	7,700	25,000	20,000	50,000		
そ の 他	全体計画	下水道事業計画変更業務(2021-2028)		6,600				
		〃 (2028-2033)						
小計		0	6,600	0	0	0		
事業費 合計			251,415	364,586	590,380	1,369,000	910,500	
内 訳	国費		96,869	146,846	249,040	657,000	418,250	
	県費		2,228	3,198	8,750	5,000	5,000	
	起債		139,100	200,000	303,590	650,000	442,250	
	市費(一般財源)		13,218	14,542	29,000	57,000	45,000	

[注]2019(令和元)年度及び2020(令和2)年度は、工事の繰越や起債の借入未了分等を含む。

(単位：千円)

2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
				30,000		
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
455,000	455,000	455,000	455,000	485,000	455,000	455,000
28,000		49,000	51,000	78,000		
438,000	643,500	831,000	825,000	213,000	733,500	885,000
466,000	643,500	880,000	876,000	291,000	733,500	885,000
		34,000				
			30,000			
185,000	185,000	185,000	185,000	525,000	525,000	525,000
20,000						
205,000	185,000	219,000	215,000	525,000	525,000	525,000
		20,000				
			20,000			
			40,000			
				40,000		
					(100,000)	(100,000)
0	0	20,000	60,000	40,000	100,000	100,000
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
	50,000					
50,000		50,000				50,000
		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
50,000	50,000	1,050,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,050,000
			8,000			
0	0	0	8,000	0	0	0
1,231,000	1,388,500	2,679,000	2,669,000	2,396,000	2,868,500	3,070,000
588,000	666,750	1,312,000	1,303,000	1,170,500	1,406,750	1,507,500
5,000	0	0	0	0	0	0
608,000	666,750	1,320,000	1,328,000	1,180,500	1,431,750	1,532,500
30,000	55,000	47,000	38,000	45,000	30,000	30,000

IX 県内各市の使用料改定状況

自治体	前回改正年月日	前回 平均改定率	次回改定予定 年月日
逗子市	2005(平成17).4.1	14.47%	2022(令和4).7.1
横浜市	2001(平成13).4.1	9.90%	無
川崎市	2004(平成16).4.1	8.70%	無
相模原市	2013(平成25).4.1	10.40%	無
横須賀市	2014(平成26).10.1	10.00%	無
鎌倉市	2012(平成24).4.1	10.00%	2023(令和5).4.1
三浦市	2015(平成27).10.1	16.00%	2022(令和4)年度中
平塚市	2008(平成20).4.1	13.42%	無
藤沢市	2017(平成29).4.1	4.80%	無
小田原市	2014(平成26).10.1	9.24%	無
茅ヶ崎市	2005(平成17).4.1	12.00%	無
秦野市	2017(平成29).4.1	5.00%	2023(令和5).4.1
厚木市	2014(平成26).4.1	9.92%	無
大和市	2018(平成30).4.1	12.74%	検討中
伊勢原市	2018(平成30).4.1	4.80%	無
海老名市	2008(平成20).10.1	8.20%	2022(令和4).4.1
座間市	2019(平成31).4.1	9.81%	無
綾瀬市	2019(令和元).7.1	9.29%	2023(令和5).4.1
南足柄市	2016(平成28).4.1	16.30%	準備中(時期検討中)
葉山町	1998(平成10).9.1	—	無

※葉山町は参考

X 県内各市の使用料単価表

(単位：m³、円) ※葉山町は参考

自治体 区分	逗子市 (現行)	逗子市 (改定後)	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	鎌倉市	三浦市	平塚市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	綾瀬市	南足柄市	葉山町
0~4	566	679	630	660	686	971	776	1,006	662	699	905	616	365	703	675	821	649	895	665	674	640
5~8																110					
9~10	87	104	20	10	95	125	106	165	99	102	41	91	120	91	112	110	82	125	113	27	100
11~15			118	128																	
16~20	91	109	234	242	126	184	139	225	102	167	203	131	210	99	139	144	94	160	155	115	210
21~25	110	132																			
26~30	119	150	234	242	126	184	139	225	102	167	203	131	210	99	139	144	94	160	155	115	210
31~40	122	154																			
41~50	132	185	234	242	126	184	139	225	102	167	203	131	210	99	139	144	94	160	155	115	210
51~60	145	203																			
61~75	163	229	341	393	200	345	267	379	168	239	237	202	270	118	188	211	118	195	180	141	290
76~100																					
101 ~200	163	229	299	364	168	345	214	331	122	239	163	270	118	188	211	118	195	180	141	290	
201 ~300			341	393																	150
301 ~500	189	266	389	422	200	345	267	379	168	281	202	280	139	249	243	130	215	219	154	350	
501 ~600																					416
601 ~1000	199	281	416	446	200	345	267	379	168	281	202	280	139	249	243	130	215	219	154	350	
1001 ~2000																					189
2001 ~3000	243	343	472	475	237	431	325	379	185	323	244	229	280	156	265	143	230	228	161	360	
3001 ~5000																					199
5001 ~10000	243	343	472	475	237	431	325	379	185	323	244	229	280	156	265	143	230	228	161	360	
10001 ~15000																					199
15001 ~20000	243	343	472	475	237	431	325	379	222	364	247	255	290	182	284	180	260	228	165	360	
20001 ~25000																					199
25001 ~30000	243	343	472	475	237	431	325	379	222	364	247	255	290	182	284	180	260	228	165	360	
30001~																					199
30001~	199	281	150	237	202	270	118	201	215	203	340										

XI 県内各市の公共下水道使用料比較表（2か月あたり）

順位	排水量 都市名	16m ³	順位	排水量 都市名	40m ³	順位	排水量 都市名	50m ³	順位	排水量 都市名	100m ³	順位	排水量 都市名	200m ³
1	三浦市	2,213	1	三浦市	5,843	1	三浦市	7,922	1	三浦市	20,671	1	三浦市	54,441
2	横須賀市	2,136	2	小田原市	5,274	2	小田原市	7,122	2	川崎市	18,568	2	川崎市	51,898
3	小田原市	1,992	3	座間市	5,268	3	座間市	6,808	3	横浜市	18,172	3	横浜市	47,212
4	座間市	1,968	4	秦野市	4,938	4	秦野市	6,698	4	小田原市	17,902	4	秦野市	46,024
5	伊勢原市	1,806	5	横須賀市	4,886	5	横須賀市	6,261	5	秦野市	17,698	5	横須賀市	44,981
6	秦野市	1,770	6	伊勢原市	4,710	6	伊勢原市	6,184	6	横須賀市	16,381	6	小田原市	43,092
7	鎌倉市	1,707	7	鎌倉市	4,604	7	川崎市	6,116	7	座間市	15,388		改定後	37,184
8	厚木市	1,546	8	大和市	4,584	8	鎌倉市	5,979		改定後	14,854	7	藤沢市	36,438
9	藤沢市	1,537	9	綾瀬市	4,578	9	横浜市	5,973	8	藤沢市	14,768	8	座間市	34,308
10	相模原市	1,509	10	藤沢市	4,406	10	大和市	5,959	9	綾瀬市	14,148	9	綾瀬市	32,518
	改定後	1,493	11	川崎市	4,312	11	綾瀬市	5,953	10	伊勢原市	14,016	10	伊勢原市	31,616
11	大和市	1,485		改定後	4,294	12	藤沢市	5,913	11	大和市	13,604	11	鎌倉市	31,400
12	南足柄市	1,482	12	相模原市	4,072		改定後	5,746	12	鎌倉市	13,470	12	大和市	31,094
13	綾瀬市	1,463	13	横浜市	4,070	13	相模原市	5,348	13	茅ヶ崎市	12,403	13	茅ヶ崎市	29,013
14	平塚市	1,456	13	平塚市	4,070	14	茅ヶ崎市	5,198	14	相模原市	12,168	14	相模原市	28,998
15	川崎市	1,452	15	厚木市	3,949	15	平塚市	5,159	15	逗子市	11,693	15	逗子市	27,643
16	海老名市	1,427	16	茅ヶ崎市	3,757	16	厚木市	4,972	16	南足柄市	11,017	16	南足柄市	25,097
17	横浜市	1,386	17	海老名市	3,592	17	逗子市	4,796	17	平塚市	10,769	17	平塚市	23,749
18	茅ヶ崎市	1,355	18	逗子市	3,586	18	南足柄市	4,758	18	厚木市	10,351	18	厚木市	22,341
19	逗子市	1,245	19	南足柄市	3,559	19	海老名市	4,494	19	海老名市	9,532	19	海老名市	21,192
参考	葉山町	1,408	参考	葉山町	4,488	参考	葉山町	6,358	参考	葉山町	17,468	参考	葉山町	44,968

2020（令和2）年4月現在

（税込・単位：円）

順位	排水量 都市名	600m ³	順位	排水量 都市名	1,000m ³	順位	排水量 都市名	2,000m ³	順位	排水量 都市名	10,000m ³	順位	排水量 都市名	20,000m ³
1	川崎市	218,438	1	川崎市	391,358	1	川崎市	849,178	1	横浜市	4,796,352	1	横浜市	9,988,352
2	三浦市	205,361	2	三浦市	372,121	2	横須賀市	822,681	2	川崎市	4,721,178	2	川崎市	9,946,178
3	横須賀市	196,781	3	横須賀市	348,581	3	三浦市	789,021	3	横須賀市	4,615,481	3	横須賀市	9,356,481
4	横浜市	188,012	4	横浜市	338,052	4	横浜市	765,952	4	三浦市	4,124,221	4	三浦市	8,293,221
5	秦野市	164,824	5	秦野市	283,624	5	秦野市	591,624	5	藤沢市	3,416,738	5	藤沢市	7,420,738
6	小田原市	147,372	6	藤沢市	265,238	6	藤沢市	574,338	6	鎌倉市	3,396,740	6	鎌倉市	6,971,740
7	藤沢市	141,598	7	小田原市	251,652	7	鎌倉市	536,740	7	秦野市	3,099,624	7	秦野市	6,289,624
	改定後	137,944	8	鎌倉市	243,040		改定後	531,304		改定後	2,872,104		改定後	5,963,104
8	鎌倉市	125,560		改定後	238,704	8	小田原市	512,352	8	伊勢原市	2,830,676	8	伊勢原市	5,954,676
9	伊勢原市	124,456	9	伊勢原市	231,376	9	伊勢原市	498,676	9	大和市	2,808,374	9	大和市	5,712,374
10	座間市	120,108	10	座間市	214,708	10	大和市	485,174	10	小田原市	2,659,552	10	小田原市	5,376,552
11	大和市	116,674	11	大和市	211,274	11	座間市	451,208	11	相模原市	2,496,518	11	座間市	5,335,208
12	綾瀬市	111,718	12	綾瀬市	201,038	12	綾瀬市	441,938	12	座間市	2,475,208	12	茅ヶ崎市	5,232,013
13	相模原市	102,918	13	相模原市	190,918	13	茅ヶ崎市	411,813	13	綾瀬市	2,448,338	13	相模原市	5,103,518
14	茅ヶ崎市	100,733	14	茅ヶ崎市	189,613	14	相模原市	410,918	14	茅ヶ崎市	2,427,013	14	綾瀬市	4,956,338
15	逗子市	99,363	15	逗子市	171,083	15	逗子市	378,983	15	逗子市	2,042,183	15	平塚市	4,480,949
16	南足柄市	87,137	16	南足柄市	149,177	16	平塚市	331,749	16	平塚市	2,038,949	16	逗子市	4,231,183
17	平塚市	80,949	17	平塚市	146,949	17	南足柄市	318,577	17	南足柄市	1,735,377	17	厚木市	3,663,121
18	厚木市	74,261	18	厚木市	135,421	18	厚木市	288,321	18	厚木市	1,661,121	18	南足柄市	3,550,377
19	海老名市	73,112	19	海老名市	130,312	19	海老名市	273,312	19	海老名市	1,531,712	19	海老名市	3,236,712
参考	葉山町	181,368	参考	葉山町	330,968	参考	葉山町	715,968	参考	葉山町	3,883,968	参考	葉山町	7,843,968